



2014年11月発行 第52号
つちや通信

土屋税理士事務所
アイフィールド有限会社
福山市西深津町5-6-2
TEL：084 - 923 - 6948
http://ai-field.co.jp

朝夕が寒くなってまいりましたが、皆様は体調を崩されたりしていませんか？
今年も残すところあとわずか、毎年恒例の年末調整の季節が近づいてまいりました。
書類の準備はお早めをお願いします。

年末調整に必要な書類

- ①源泉徴収簿(1～12月の給与台帳)
- ②年末調整される方全員の「給与所得者の扶養控除等申告書」

詳しくは裏面を
ご覧ください



年の途中で次のような事情があった人から異動申告を受けていますか？
(1) 本年の途中で、控除対象扶養親族の数が減少した(就職や結婚などで)
(2) 本年の途中で結婚し、控除対象配偶者を有することとなった
(3) 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなった
(4) 本年の途中で、控除対象配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった

- ③年末調整される方全員の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」

添付書類

生命保険料控除証明書 ・ 地震保険料控除証明書
社会保険料控除証明書 ・ 小規模企業共済等掛金控除証明書

※国民健康保険を支払っている人はその金額を申告書に記入
※配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得金額を申告書に記入

配偶者の所得が38万円を超えて配偶者控除を受けられない場合、所得が76万円未満ならこちらの控除を受けられます。(所得が給与所得だけの場合なら、給与収入金額が103万円超141万円未満)

- ④年末調整される方の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(初年度は確定申告になります)

金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要

- ⑤今年入社された方は、前の職場の源泉徴収票

去年と比べて変わった点

中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に共済協同組合連合会(火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会)の締結した生命共済契約が、加えられました。
地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約が加えられました。
共済事業を運営する法人が変わっただけで、実質的には何も変わっておりませんので2014年口の年末調整では特に変更点はございません。

通勤手当の非課税限度額の引き上げ

所得税法施行令の一部を改正する政令が平成26年10月20日に施行され、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。改正後の1ヶ月当たりの非課税限度額は次のとおりです。(平成26年4月1日以後適用)
なお、既に支払われた通勤手当について、改正後の非課税限度額を適用すると過納となる税額は、本年の年末調整で精算することになります。

区 分	課税されない金額		
	改正後	改正前	
①交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度10万円)	同 左	
②自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上	31,600円	24,500円
	片道45km以上55km未満	28,000円	
	片道35km以上45km未満	24,400円	20,900円
	片道25km以上35km未満	18,700円	16,100円
	片道15km以上25km未満	12,900円	11,300円
	片道10km以上15km未満	7,100円	6,500円
	片道2km以上10km未満	4,200円	4,100円
通勤距離が片道2km未満	全額課税	同 左	
③交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度10万円)	同 左	
④交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額(最高限度10万円)	同 左	

【設例】

自動車を使用して通勤している従業員(通勤距離が片道50km)に、毎月、給料300,000円、通勤手当26,000円を支給している場合

・平成26年1月から10月(改正前の非課税限度額24,500円を適用して既に支払われています)各月の課税支給金額 301,500円(300,000円(給料)+1,500円(課税される通勤手当))

・平成26年11月及び12月(改正後の非課税限度額28,000円を適用します)各月の課税支給金額 300,000円(300,000円(給料)+0円(課税される通勤手当))

【解説】

設例の場合、平成26年10月分までに既に支給された通勤手当は改正前の非課税限度額を適用し、課税される通勤手当を1,500円と計算していますが、今回の改正により、平成26年4月以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことから、平成26年4月から10月までの7か月間に支給された通勤手当のうち、課税扱いとしていた通勤手当10,500円(1,500円×7ヶ月)は非課税となります。
したがってこの課税扱いとしていた通勤手当10,500円は「非課税となる通勤手当」として課税支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります。

◆『弥生給与15』の対応について

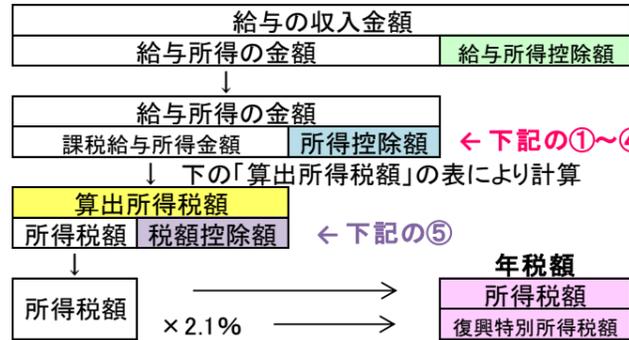
通勤手当の非課税限度額の引き上げについては、平成26年11月中旬提供予定の『弥生給与15(Ver.18.1.1)年末調整対応版(平成26年分)』で対応を予定しています。

年末調整では、いろいろな控除が受けられます。



平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得から源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額が、復興特別所得税として徴収されています。

◆給与所得の所得税及び復興特別所得税の計算のしくみ



色々な控除が差し引かれた上で所得税が計算されます。

●給与の収入金額からは給与所得控除額が差し引かれます。これは給与所得者の必要経費的な要素を持っています。

給与の収入金額	給与所得控除額
200万円	78万円
300万円	108万円
400万円	134万円
500万円	154万円
600万円	174万円

●課税給与所得金額が1,717万円(給与の収入金額が2,000万円)を超える場合は、年末調整の対象となりません。

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)
195万円以下の場合	5%	—
330万円以下の場合	10%	97,500円
695万円以下の場合	20%	427,500円
900万円以下の場合	23%	636,000円
1,800万円以下の場合	33%	1,536,000円
1,800万円を超える場合	40%	2,796,000円

次の①~④の控除を受けるためには扶養控除等申告書、配偶者特別控除申告書又は保険料控除申告書を勤務先に提出する必要があります。申告書を見てみると、説明文が長かったり記入欄がたくさんあるので、複雑でとつきにくいと思われるかもしれませんが、漏れなく記入して損をしないようにしてください。

①配偶者控除と扶養控除

配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、所得者本人と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族のうち、合計所得金額が38万円(給与所得だけなら給与収入金額が103万円)以下の人です。扶養しているけど、一緒に住んでいない扶養親族も記入して下さい。
※遺族年金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当などは合計所得金額には含まれません。

控除の種類	控除額(所得控除)	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族 同居老親等	48万円 58万円

老人控除対象配偶者・老人扶養親族とは年齢70歳以上の人(昭和20年1月1日以前に生まれた人)をいいます。特定扶養親族とは19歳以上23歳未満の人(平成4年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。

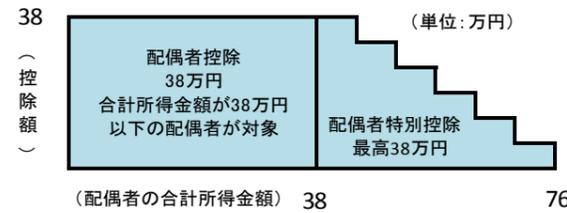
②障害者等の控除

控除の種類	控除額(所得控除)	
障害者控除	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦控除(本人のみ)	一般の寡婦	27万円
	特別の寡婦	35万円
寡夫控除(本人のみ)	27万円	
勤労学生控除(本人のみ)	27万円	

障害者控除
所得者本人やその控除対象配偶者、扶養親族に障害がある場合。扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用されます。

特別の寡婦
寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の人。

③配偶者特別控除



所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超えて、76万円未満(所得が給与だけなら、収入金額が103万円超141万円未満)の場合にはその金額に応じて最高38万円が控除されます。なお配偶者控除を受けている場合には、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

④各種の保険料控除

控除の種類	控除額(所得控除)			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険料等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円		
	両方がある場合	最高5万円		

【社会保険料控除】

国民健康保険・国民年金を支払った方は、社会保険料控除の欄に記入して下さい。前年分で未払いがあり、今年払った場合はその分も足して下さい。

【小規模企業共済等掛金控除】

役員で小規模企業共済に加入している方、企業年金がないサラリーマン・自営業で確定拠出年金に加入している方は、記入して下さい。

【生命保険料控除】

生命保険料控除証明書を見ると、一般・介護医療・個人年金の区分や、旧・新どちらの契約なのか記載されています。「年末まで漏れなく支払ったらこの金額になります」という金額の欄を見て記入して下さい。

⑤(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(税額控除)

一定の要件を満たす家屋の取得又は増改築等をして平成29年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、一定の住宅借入金等を有するときは、一定の期間にわたり所得税額から住宅借入金等特別控除額が控除されます。最初の年分については確定申告をして控除の適用を受け、2年目以降は勤務先に「住宅借入金等特別控除申告書」と金融機関等が発行した借入金の年末残高等証明書を提出することにより年末調整で控除を受けられます。